

令和4年第3回臨時会

(5月24日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和4年5月第3回山都町議会臨時会会議録目次

### ○5月24日（第1号）

|  |    |
|--|----|
| 出席議員   | 1  |
| 欠席議員   | 1  |
| 説明のため出席した者の職氏名   | 1  |
| 職務のため出席した事務局職員   | 2  |
| 開会・開議  | 2  |
| 日程第1 会議録署名議員の指名  | 2  |
| 日程第2 会期決定の件  | 2  |
| 日程第3 議案第43号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて                           | 2  |
| 日程第4 議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて                      | 5  |
| 日程第5 議案第45号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 6  |
| 日程第6 議案第46号 専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて                 | 8  |
| 日程第7 議案第47号 専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて                   | 9  |
| 日程第8 議案第48号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について  | 13 |
| 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）                                     | 14 |
| 閉会   | 19 |

5 月 24 日（火曜日）

令和4年5月第3回山都町議会臨時会会議録

1. 令和4年5月24日午前10時10分招集
2. 令和4年5月24日午前10時10分開会
3. 令和4年5月24日午前11時19分開会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 議案第43号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第4 議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第45号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第6 議案第46号 専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第7 議案第47号 専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第8 議案第48号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について
  - 日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭    | 2番 坂 本 幸 誠  | 3番 眞 原 誠    |
| 4番 西 田 由未子  | 5番 中 村 五 彦  | 6番 矢仁田 秀 典  |
| 7番 興 梶 誠    | 8番 藤 川 多 美  | 9番 飯 開 政 俊  |
| 10番 吉 川 美 加 | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 |
| 13番 藤 原 秀 幸 | 14番 藤 澤 和 生 |             |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅 田 穰 副 町 長 能 登 哲 也

|               |         |                 |         |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長         | 井 手 文 雄 | 総 務 課 長         | 坂 本 靖 也 |
| 清 和 支 所 長     | 木 野 千 春 | 蘇 陽 支 所 長       | 村 上 敬 治 |
| 会 計 管 理 者     | 荒 木 敏 久 | 税 務 住 民 課 長     | 高 橋 尚 孝 |
| 健 康 ほ け ん 課 長 | 木 實 春 美 | 福 祉 課 長         | 高 野 隆 也 |
| 環 境 水 道 課 長   | 有 働 頼 貴 | 農 林 振 興 課 長     | 松 本 文 孝 |
| 建 設 課 長       | 西 賢     | 山 の 都 創 造 課 長   | 長 崎 早 智 |
| 商 工 観 光 課 長   | 藤 原 章 吉 | 学 校 教 育 課 長     | 工 藤 博 人 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 上 田 浩   | そ よ う 病 院 事 務 長 | 飯 星 和 浩 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩昭 外2名

開会・開議 午前10時10分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第3回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、藤原秀幸君、1番、東浩昭君を指名します。

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

**日程第3 議案第43号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第43号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○**税務住民課長（高橋尚孝君）** 議案第43号について御説明します。

議案第43号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町税条例等の一部を改正する条例。

令和4年5月24日提出、山都町長。

本案は、国の令和4年地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、そのほか、関係する政令及び省令が令和4年3月31日に公布され、原則として、令和4年4月1日から施行されることに伴い、山都町税条例等の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

議案の3ページ目の改正文をお願いします。

改正文につきましては、第1条と第2条による改正になっております。このページから第1条、7ページ目の下から7行目からが第2条となっております。第1条は、山都町税条例の一部改正を、第2条は、昨年、専決処分を行いました山都町税条例等の一部を改正する条例を改めて改正したものでございます。

主な改正内容につきましては、説明資料により御説明をさせていただきます。資料は27ページ目と28ページ目、後ろから2枚となっております。

27ページ目をお願いします。

まず、固定資産税（土地）に係る負担調整措置について御説明いたします。負担調整措置とは、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和するため、課税標準額の上昇を抑える措置です。景気回復に万全を期すため、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。

次に、固定資産課税台帳等におけるDV被害者等の支援措置について御説明いたします。DV被害者等とは、ドメスティックバイオレンス、家庭内暴力、ストーカー、付きまとい行為、児童虐待などに係るものです。この改正は、固定資産課税台帳の閲覧やその証明書の交付において、住所が明らかになることにより被害を受けるおそれがあると認められる場合に、市町村が住所の削除など必要な措置を取ることに關するものです。このような扱いは被害者を守るために必要な措置ですが、これまで法令上における位置づけが明確ではなかったことから、市町村における措置が可能であることを法令上からも明確にされたことを受けて改正するものです。

次に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る特例の創設について御説明をいたします。近年、大雨の頻度や雨量が増加し、日本各地でこれまでに経験したことのない豪雨により、洪水や河川の氾濫による深刻な被害が発生していることに伴う措置です。令和3年5月に、指定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が公布され、河川に隣接する低地や雨水がたまるくぼ地など、河川の氾濫に伴い侵入した水を一時的に貯留する機能を有する土地を都道府県知事等が貯留機能保全区域として指定することができる制度が創設されました。このことを受けて、地方税法においてこのような土地が公益性が認められることから、固定資産税を軽減する制度が設けられたものです。

具体的には、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに貯留機能保全区域として指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の価格を3年度間はその価格の4分の3とするものです。

なお、この割合は、地方税法において、4分の3を参考に一定の範囲内で市町村の条例で定めることになっており、本町においては4分の3で定めたものです。

次に、省エネ改修工事による固定資産税の減額措置に係る見直しについて御説明をいたします。

窓や壁などの断熱改修工事に係る減額措置について、まず、その対象期間を2年間延長するとしています。また、対象工事をそれまでの窓、床、天井、壁の断熱改修工事に加えて、太陽光発電装置や太陽熱利用システムなどの設置工事についても対象とする改正です。

資料の28ページ目をお願いします。

一方、工事に係る費用の条件をそれまでの50万円を超えるものから60万円を超えるものとし、このうち、従来の窓、壁などに係る断熱改修工事が50万円を超えることを要件としています。

減額措置は、対象工事の翌年1年間、固定資産税の3分の1を減額するものです。

次に、個人住民税について御説明をいたします。

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に係る見直しについて御説明いたします。現行では、適用の対象が令和3年までに居住を開始した者までとなっていましたが、これを令和7年までと、4年間延長するものです。あわせて、控除の適用期限を令和15年度までだったものを令和20年度まで延長するとしています。

なお、工事の限度額は13万6,500円から9万7,500円に見直すものとしています。

そのほかにつきましては、地方税法等の改正に伴う手続と、その記載要綱の変更に対応するもの、及び引用している条文のずれに伴う整備によるものです。

また、附則についてですが、附則第1条では、条項ごとの施行期日を定めています。附則第2条から第4条までは、納税証明書、町民税及び固定資産税に関する経過措置を定めています。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 固定資産税台帳等のDV被害の件なんですが、これは一体誰が、いつ、どこで届け出るのかということですね。本人がそういう閲覧をさせないでくださいとか、閲覧とか、住所が分からないようにするという事なんですが、以前、戸籍法とか住民基本台帳法でもこういうのは守られてきました。戸籍とか住民票関係の情報共有とかもどうなっているのかをお尋ねをしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** お答えします。まず、このような支援措置をしてほしいという届出は本人がされます。ただし、関係機関、警察などの手続を経てとなっております。

また、これまでの役場内での支援措置についてのお尋ねだったかと思います。既に住民基本台帳からの情報を使うシステムについては、該当者のことに関する申請などがあった場合には、ま

ずロックというか、表示がされます。それから、その申請者がもしや加害者ではないか、もしくは加害者が委任した者ではないか、本人の名前であってもなりすましでないか、そういったことを確認しまして手続を進めるようにしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第44号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第44号について御説明いたします。

議案第44号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和4年5月24日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和4年3月31日、山都町長。

次のページが改め文でございます。

本案は、さきの議案第43号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律、その他、関係する政令及び省令が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。



税制改正において、国民健康保険税についても見直され、保険税負担の公平性の確保、及び中低所得層の保険税負担の軽減を拡充するものでございます。

6ページの資料をお願いします。

具体的には、1となっております国民健康保険税のうち、基礎課税額、これは医療分になりますけれども、これに係る課税限度額を63万円から65万円に引き上げ、2番の後期高齢者支援金等課税限度額を19万円から20万円に引き上げました。3番の介護納付金課税限度額については、据置きとなっております。

この条例改正前と改正後の国民健康保険税の影響について申し上げます。課税前ですので、令和3年度分での比較になりますが、影響を受ける世帯は全体で約100世帯で、保険税額が約240万円の増額と見込まれます。

改め文の次、新旧対照表4ページを御覧ください。下線を引いてある箇所が今回改正に係るところでございます。

第2条2項で、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、同条第3項で、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を19万円から20万円に改正。第22条においても、今申し上げましたところの関連箇所について改正しております。

あわせて、字句の整理を行いました。

改め文にお戻りください。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

この条例による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

**日程第5 議案第45号 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求める**

## ことについて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第45号「専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、説明いたします。

議案第45号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第6号、山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

令和4年5月24日提出、山都町長です。

次のページをお願いいたします。

専決第6号の専決処分書の写しで、令和4年3月31日に行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例の改正文でございます。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表です。右側が改正後の条文となっており、下線で示しております部分が改正箇所です。

概要を説明いたします。改正内容は、本条例で引用する租税特別措置法及び同法施行令の規定について改正があり、項ずれが生じたため、本条例の実質的な内容を変更するものではございませんが、条例の改正が必要となったものでございます。

先ほどの租税特別措置法及び同法施行令が令和4年4月1日施行でありますので、専決処分により制定する必要があったものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

**日程第6 議案第46号 専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、議案第46号「専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、議案第46号について説明いたします。

議案第46号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

令和4年5月24日提出、山都町長です。

提案理由です。

令和4年2月17日付、総行公第14号により、人事院規則19—0の一部改正についてという通知がされました。非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件の緩和について、地方公共団体が講ずべき措置を令和4年4月1日に施行するよう示されました。

新旧対照表を御覧ください。

今回、第2条第4号ア（ア）に規定してある在職期間1年以上である非常勤職員を廃止し、取得要件の緩和を図るものでございます。

さらに、第23条の次に2条を加え、第24条に、妊娠または出産等の申出があった場合、育児休業に関する制度等の事項を知らせるとともに、請求に係る意向を確認する措置を講ずることを規定するものでございます。第25条では、育児休業の承認が円滑に行われるよう、勤務環境の整備に関する項目を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 非常勤の方については1年以上というのが現行では定められてたんですけど、改正後、緩和されたとおっしゃったので、それでも何か月以上かはというのがあるのか。それから、取りやすくするための条件整備が必要というふうにありましたので、施行されたばかりですけど、どのようにお考えかということと、現在の非常勤の方に御説明されましたかという3点をお願いしたいと思います。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今回の改正によりまして、これまで1年以上という任用期間が規定されておりましたが、それがなくなったことにより、任用した非常勤職員は全て対象になるということになります。

それから、今回、こういった改正につきましては、国のほうから、人事院のほうでこういった改正の促しがありましたので、できる限りこの任用体制を充実させるためにはこういった制度改正というのが必要ではないかなというふうに考えております。

現在、本町に任用しております非常勤職員につきましては、全部で128人おりまして、今回の在任期間が緩和されることによりまして、15名の方が対象になってくるということでもあります。今回、この条例が改正されました以降、今後、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第7 議案第47号 専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、議案第47号「専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、説明いたします。

議案第47号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第8号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第10号）について。

令和4年5月24日提出、山都町長です。

提案理由です。

令和3年度山都町一般会計補正予算（第10号）については、年度内に定める必要がありました

が、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。これが議案を提出する理由でございます。

それでは、予算書で説明をしたいと思いますので、21ページの歳出から説明をさせていただきます。

まず全体としまして、事業費の確定に伴う補助金の変更や財源組替えの調整を行っております。

2款1項総務管理費です。

11目企画費と14目情報費については、国、県補助の確定により、財源組替えを行っております。

23目熊本地震復興基金交付金事業費と25目新型コロナウイルス感染対策交付金事業費については、事業費の確定に伴い、補助金等の調整を行ったものでございます。

22ページの2款3項1目戸籍住民登録費は、権限移譲の県委託金の追加に伴う財源調整でございます。

4款1項6目環境衛生費は、権限移譲分の県委託金の追加に伴う財源調整でございます。

23ページをお願いいたします。

5款2項2目林業振興費においては、事業費の確定に伴い、財源として、森林環境整備基金繰入金の調整を行ったものでございます。

6款1項商工費です。

2目商工振興費は、火伏地蔵祭及び八朔祭補助金の減額。

3目観光費は、文楽の里まつり及び日向往還歴史ウォーク、九州山地神楽祭りの助成金の減額で、いずれも新型コロナウイルス感染症に伴う中止によるものでございます。

4目観光施設費は、第5号補正で計上いたしました木質バイオマスボイラー導入調査業務委託料に森林環境整備基金を充当したものでございます。

24ページをお願いいたします。

5目山の都づくり事業費は、結婚新生活支援事業費の確定により減額いたしましたものでございます。

7目ふるさと寄附金事業費は、寄附金額と返礼品等の諸経費との精算を行ったものです。

25ページをお願いいたします。

7款2項道路橋梁費では、それぞれの事業において、事業費の確定による減額により、町道維持管理基金の減額や起債と一般財源の財源組替えを行ったものでございます。

4項住宅費の9目木造仮設住宅移築事業費は、平成28年熊本地震復興基金繰入金の増額による財源調整です。

8款1項消防費については、全国瞬時警報システム自動起動装置整備工事及び備品、自主防災組織補助金の事業費確定による減額により、平成28年熊本地震復興基金繰入金の減額を行ったものです。

26ページをお願いいたします。

9款4項社会教育費については、13目通潤橋保存活用事業費において、事業費確定による減額により、通潤橋未来への架け橋基金繰入金の減額を行ったものです。

27ページをお願いいたします。

5項保健体育費については、2目体育施設費において、事業費確定による減額により、まちづくり基盤整備基金繰入金の減額を行ったものです。

5目中央グラウンド周辺整備事業費においては、補助対象事業である運動公園内の芝生広場造成工事を減額し、単独費として芝生広場北側造成工事の追加により、財源の調整を行ったものでございます。

10款災害復旧費におきましては、農業災害について、災害復旧費の追加を行うものです。財源につきましては、県補助金の枠の関係で、一般財源として立て替えまして、令和4年度に歳入のみを改めて計上することになります。

28ページをお願いいたします。

12款2項基金です。

主なものとして、11目ふるさと応援基金費に1,000万円を積み立てるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、11ページをお願いします。

1款町税につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う固定資産の軽減分の減額となります。軽減分につきましては、11款新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により補填されることとなっております。

2款地方譲与税から15ページの13款交通安全対策特別交付金につきましては、補正第9号の後に確定しました金額に合わせて、今回補正を行ったものでございます。

その中で、15ページ、12款地方交付税について御説明いたします。

今回、特別交付税が確定いたしましたので、1億9,599万8,000円増額補正し、総額で62億4,661万7,000円となるものでございます。令和2年度と比較いたしますと、約4億4,000万円の増となるものでございます。

16ページをお願いいたします。

16款国庫支出金から17ページの19款寄附金などの特定財源につきましては、支出予算のところを確認いただいておりますので、省略させていただきます。

18ページをお願いいたします。

20款2項基金繰入金です。

14目平成28年熊本地震復興基金は、創意工夫事業で繰入れを行うものです。それ以外は、それぞれの事業の確定によりまして財源調整を行い、各基金に繰り戻すことといたしました。補正額に三角の印、いわゆる減額補正で示しております。

次の22款諸収入につきましては、令和2年度に立替えを行った事業について、令和3年度に一般財源として受入れを行うものです。

23款町債につきましては、事業実績に基づきまして財源調整を行うものです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

補正第9号の後に追加した2事業、927万9,000円、変更した17事業、21億3,854万円、総額21

億4,781万9,000円となります。

そのうち主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策費で1億2,827万円、道路住宅事業費で4億7,608万円、中央グラウンド周辺整備事業費で2億3,784万4,000円、災害復旧事業費で12億4,370万8,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正です。

事業費の確定により、それぞれ起債限度額を調整したものでございます。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億9,676万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年3月31日専決、山都町長です。

よろしくをお願いいたします。

**○議長(藤澤和生君)** 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番(藤川多美君)** 28ページのふるさと応援基金の積立て、平均1,000万円なんですが、どちらからか大口の寄附金があったのか、それとも、令和3年度の精算による積立てなのかをお伺いしたいと思います。

**○議長(藤澤和生君)** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長(坂本靖也君)** お答えいたします。28ページの基金のふるさと応援基金につきましては、これは積立金として基金のほうに積み立てるものでございます。今回の積立てにつきましては、特に大口はなかったということでございます。

**○議長(藤澤和生君)** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(藤澤和生君)** これで質疑を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第8 議案第48号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、議案第48号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** こんにちは。それでは、議案第48号につきまして説明します。

皆様御承知のように、東欧ではロシアによる一方的なウクライナへの軍事侵攻が3か月余り続き、長期化の様相を見せております。連日の報道によりますと、歴史ある都市が次々と破壊され、一般市民の犠牲が2万4,000人という、近年まれに見る戦争となっております。

こうしたことから、熊本県町村会では、ウクライナ避難民への人道支援を目的とした義援金を贈ることとされ、各町村へ募集が行われております。義援金は、熊本県町村会を通じまして、6月初めに、在日ウクライナ大使館を訪問し、直接目録を贈呈される予定であります。

つきましては、山都町としましても、人道支援の観点から郡内の動向も考慮し、50万円の寄附を行うものです。

補正予算の内容につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、議案第48号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費です。

1目一般管理費、25節寄附金におきまして、ウクライナ避難民支援寄附金として50万円を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、20款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金50万円を計上しております。最後に、表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億7,050万円とする。



2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年5月24日提出、山都町長です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第9 議案第49号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、議案第49号「工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、議案第49号について御説明いたします。

議案第49号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和4年5月24日提出、山都町長。

- 1、工事番号、山創造観第40号。
- 2、工事名、道の駅整備事業関連施設整備工事。
- 3、工事場所、山都町城平地内。
- 4、契約金額、3億4,650万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本市中央区水前寺公園28番43-501号、坂口建設株式会社代表取締役、坂口洋亮。
- 6、契約の方法、条件付一般競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1ページを御覧ください。右上に番号が振ってあると思います。

工事請負契約概要でございます。

1番から3番の工事場所までは先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

4、入札年月日、令和4年5月11日。

5、財源内訳、全体が3億4,650万円、交付金1億3,275万7,000円です。地方創生拠点整備交付金です。起債1億円、県の市町村振興資金です。一般財源1億1,374万3,000円です。

6、工事概要ですが、主なものだけ申し上げます。1、建築工事、構造は鉄骨造り平屋建て、延べ床面積958.3平米となっております。2、電気設備工事、幹線動力工事、照明設備工事、通信・放送設備工事などです。3、機械設備工事、給排水設備工事、衛生器具設備工事、合併処理浄化槽設備工事などに分かれております。

7、施設の概要については記載のとおりです。

次のページ、2ページをお開きください。

公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号から3、工事場所までは省略させていただきます。

4、工期、令和4年5月25日から令和5年2月28日まで。

5、請負代金額、3億4,650万円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者坂口建設株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年5月18日、発注者、山都町長。受注者、熊本市中央区水前寺公園28番43-501号、坂口建設株式会社代表取締役、坂口洋亮。

3ページを御覧ください。

入札結果については、9者の応札があり、1者は失格となり、御覧の結果となっております。2番、3番については同額の入札額となっておりますが、くじ引により落札者が決定しております。

4ページを御覧ください。

位置図になりますが、場所は山都町城平地内の国道218号線沿いで、国道の南側にスーパーがございますが、その西側に隣接する場所になります。

5ページが、建物の完成イメージ図になります。

6ページが計画平面図になります。平面図の上部、敷地の北側には、直売所、283平米を設置し、荷さばきスペース、休憩室、事務所を配置しております。出入口は東側と南側に2か所設置予定です。敷地の南側にレストラン、厨房、観光交通情報発信スペース、キッズスペース、ベビーケアルーム、男子トイレ、女子トイレ、多機能トイレを配置しております。建物と建物の間には屋根を設置し、イベントスペースを設けております。イベント会場としての活用ですとか、休

憩所、キッチンカーを配置することもできます。

図面では少し分かりづらいですが、ひさしのスペースも設けておりまして、日差し、雨除けにも対処できるものとなっております。

トイレの仕様を申し上げます。男子トイレは、小便器7基、大便器4基。大便器4基のうち1基は車椅子でも使用可能なトイレになっております。ベビーチェアも男女1か所ずつ設置をしております。女子トイレは7基ございます。男子と同様に、1基は車椅子での使用が可能です。多機能トイレについては、多目的大便器、オストメイト、多目的洗面器、収納式多目的シート、稼働手すり等を配置しております。夜間はトイレに通じる入り口を開放しますので、トイレ、ベビーケアルームを活用できることとなります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 第1回目の入札が不調に終わりました。2回目の入札に関し、1回目と条件の変更があった主な点をお伺いしたいと思います。それから、今、この南側と申しますか、あそこに重機が何基か入って工事が行われております。この関連についてお伺いをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、御説明いたします。今回、1回目の入札をしたところ、残念ながら不調ということで終わりました。その後、改めまして入札をさせていただいております。

概要について少し説明をさせていただきます。まず最初の入札が2月14日に、JV方式での入札ということで、代表構成員プラスの町内業者さんということで入札を行ってございました。その入札が3月16日に開札ではあったんですが、残念ながら不調であったということでございます。それを受けまして、改めまして入札を行いました。入札の公告を4月5日に行いまして、5月11日が開札というふうになっております。

1回目と2回目の入札の内容の違いでございますけれども、条件を、1回目につきましては、先ほど申し上げましたように、JV、いわゆる構成社と町内の業者ということで行っていたところを、単独の企業で2回目につきましては行わせていただいたところでございます。資格要件につきましても、当初は経営事項審査の総合評価値が1,100点以上ということで第1回目は行っていたものを、これを800点以上ということで引下げを行っております。

あわせまして、施工実績につきましても、1回目、3億円以上、かつ延べ床面積が900平米以上の新築・増築または改築工事の施工実績としていたものを、2回目は2億円以上、延べ床面積500平米以上の新築・増築または改築工事の施工実績というふうに改めて行ったわけでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。現在行っている工事については、敷地の造成工事を行っているところです。建物が建つ前の地面の地ならしですとか、高さを均等にならすための造成工事を行っているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 条件について先ほど御説明がありましたけれども、同額のくじ引になってますよね、落札が。同額のときにはくじ引によるというふうに法令で定められてることなので、致し方ないかなと思うんですけれども、心情的には、地元業者も頑張って同額だったので、どうかならないもんなんだろうかなという思いはあります。心情的にはそうですね。私はこれの計画については、これだけのものは必要ないんじゃないかなというふうにずっと申し上げてきました。そういう意味でもいろいろすごく悩みました、これを見たときにですね。

お尋ねなんですけれども、1回目不調で、2回されたということなので、条件のほうを、総合評価でできるものもありますよね。入札の条件として、総合評価方式というのはとれなかったのかなというのが一つと、今の工事中のは造成、地ならしとおっしゃいましたが、たしか12月の補正のときに、軟弱地盤が見つかったので、その工事をしないといけないということで予算が上がりました。その点についてはどのようになるのでしょうか。2点お尋ねをしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいま西田議員のほうから御質問ありました総合評価方式につきましては、現時点として、町のほうでそういった規定をしっかりとつくっていないということで、今回の入札につきましては、そういったことを行うことはできなかったということでございます。いろいろとそういった御要望についても、町のほうにいただいております。そのことにつきましては、今後検討しながら、対応することができるような内容がありましたら、しっかり今後やっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 軟弱地盤についてでございますけれども、今回の建築工事の中で軟弱地盤についてのくい打ちを行ったりする工事が入っております。今後、造成が終わり次第、その工事に入っていくということになると思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 1点教えてほしいんですが、工事請負契約概要の中に記載があります財源内訳で、起債1億円ですか、県貸付金ということで御説明をいただきましたけれども、ちょっとこの際で確認させていただきたいんですが、償還金への交付金措置とか、そういった条件というのはこの起債の内容だとどのようになるのか、よかったら教えてください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 起債の1億円については、県の市町村振興資金ということで、無利子ではございますけれども、交付税の措置はない起債ということになります。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 軟弱地盤については、今の造成地ならしのところであるということになるのでしょうか。建物のところは大丈夫だったのでしょうか。建物が建つ前に、きちんと軟弱地盤のくい打ちが終わってないのにするのは非常に不安だなというふうに思いますし、その辺の御説明をもう少し詳しくいただきたいのと、工事概要の1番のところに、舗装、バックヤード舗装、別途ってあるんですが、別途ということは、ここの中ではせずに、また別に工事をする、まだ建物だけだから、外構とか駐車場整備とかいうのはまた別に発注をされるということになるのかなと思います、その辺はいかがでしょうか。

もう一つは、どうしても不思議なのが、予定価格は入札のときに出されますけど、最低制限価格は出されないですね。最低制限価格に2者が同額で、結局くじ引になったというのがすごく不思議だなという印象を正直持ちます。最低制限価格は公表されないんですけども、その最低制限価格はどうにして下げるのかなという素朴な疑問です。2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。まず、くいの件ですけれども、現在行っているのは造成だけの工事でございます、造成が完了した後に、今日御提案しております建築のほうでくいを打つ工事を行うということになります。

それと、工事概要のほうで別途というところでございますが、建物の周辺の外構については、ほかの、今発注しております造成と広場の工事、それと外構工事ということで既に発注をしているものもございますけれども、そういったほかの工事との工事のすり合わせと申しますか、ということもありますので、建物本体の工事でありまして、そこの周辺については、別途、今後発注をしていくと、建物の完成次第、発注するということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。最低制限価格につきましては、先ほど議員のほうからもありましたように、町としては公表しておりません。企業のほうがその入札について金額を算定されることについては、町としてはちょっと分かりかねますので、お答えができないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 何度もすいませんけれども、やっぱりよく分からないんですが、じ

やあ、この工事概要の中にくいを打つというのもあるのであれば、それが書いてなければいけないと思うんです。9,000万円、あのときはたしか資材高騰も合わせてでしたので、くいを打つのに大体幾らぐらいかかるかちょっと分からなかったんですけど、それでも9,000万円の予算が立ってましたので、何千万かそのくいを打つのにかかるわけですね。そうしたら、この工事概要のところにはなければいけないと思うんです。それがどうも私には理解できませんが、どうしてですか。書いてないというのはおかしくないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） くい打ちの工事については、今回の建築工事の中に含んでおります。この工事概要の中に記載をしておりませんでしたことについてはおわびを申し上げたいと思います。工事については、概要ということでございましたので、全てを記載することができませんでしたので、今回の概要については、ちょっと記載がしていませんでした。申し訳ございませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第49号「工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第3回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前11時19分

令和4年5月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第43号 専決処分事項（山都町税条例等の一部改正）の報告並び

にその承認を求めることについて

5月24日 原案承認

議案第44号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）

|        |  |       |      |
|--------|--|-------|------|
|        | の報告並びにその承認を求めることについて   | 5月24日 | 原案承認 |
| 議案第45号 | 専決処分事項（山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて | 5月24日 | 原案承認 |
| 議案第46号 | 専決処分事項（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて                 | 5月24日 | 原案承認 |
| 議案第47号 | 専決処分事項（令和3年度山都町一般会計補正予算第10号）の報告並びにその承認を求めることについて                   | 5月24日 | 原案承認 |
| 議案第48号 | 令和4年度山都町一般会計補正予算（第1号）について  | 5月24日 | 原案可決 |
| 議案第49号 | 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業関連施設整備工事）                                     | 5月24日 | 原案可決 |

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---